

廿日市市立宮園小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条関係）

2 いじめに対する基本的な考え方

- いじめは、どの学校・どの学級・どの子にも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有するとともに、対応に当たっては行動の一元化を図る。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 校内委員会での情報交換及び共通理解

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーターからなる校内委員会を必要に応じ開催し、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。暮会を通じ、全教職員に情報の共通理解を図る。

4 いじめ未然防止のための取組

いじめは全ての児童に起こりうるものとして、未然防止の取組を行う。

(1) 学級経営等の日常的な取組

- 日常的な教育活動を通じ、教職員と児童、児童間の共感的な人間関係づくりに努める。
- 児童・保護者に対する「いじめ・体罰等のアンケート」、アセス等を定期的実施することにより、児童の実態を多面的に把握し、学級経営の充実に生かす。
- 集団生活する上での規律を徹底するとともに、分かる・できる授業づくりをはじめとして、全ての児童が成就感や充実感を持てるような教育活動の実践に努める。また、ソーシャルスキルトレーニングに取り組む。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳科の授業において、いじめをテーマとした教材等を活用することにより、公正・公平、生命尊重等の態度を養う。
- 教育活動全体を通じて道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てるとともに、自分の良さに気づき、自分の存在を肯定的に認める等、児童の自己肯定感を高める。

(3) 相談体制の整備

- 毎週火曜日に「子ども相談室」を実施し、悩みを相談できるようにする。
担当 教頭・生徒指導主事・養護教諭
- 第3火曜日は「体罰・セクシャルハラスメント相談窓口」を開設する。
担当 教頭・教務主任・特別支援コーディネーター
- 「子ども相談室」、「体罰・セクハラ相談日」の実施について、児童・保護者に広報し、周知する。
- いつでも児童が相談できるように、教職員と児童の信頼関係を築くよう努める。

(4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童への情報モラル教育や保護者対象の啓発をするなどして迅速に対応する。
(対象4年以上、特活「ネットトラブル予防教室、ネットトラブルについて考えよう」)

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育園と情報交換や交流学习を行う。

5 いじめを早期発見するための取組

(1) 日常的なきめ細かな観察

- 児童のささいな変化に留意し、いじめの早期発見に努める。

(2) 保護者や地域、関係機関との連携

- 日頃から保護者・地域との連携を大切にし、信頼関係の構築に努める。
- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- 必要に応じて、関係諸機関と連携して課題解決に取り組む。
- いじめの防止等に関する教育活動や児童の主体的な活動、保護者等と連携して行う取組について、児童及び保護者への啓発・広報に努める。

(3) 毎学期「いじめ・体罰等アンケート」の実施

- 毎学期、児童・保護者を対象に「いじめ・体罰等アンケート」を実施する。

(4) 「子ども相談室」及び「体罰・セクシャルハラスメント相談窓口」の周知

- 「子ども相談室」及び「体罰・セクハラ相談日」について、児童・保護者に広報し、周知する。【再掲】

6 いじめに対する措置・手順

- (1) いじめに関する相談を受けるなど、いじめ（疑いを含む。）を把握した場合、事実確認を丁寧に行い、速やかに生徒指導主事及び管理職に報告する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、校内委員会で対応を協議する。対応に当たっては、校内で情報を共有し、共通理解と役割分担を明確にして組織的な対応を行う。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して適切な懲戒を行う。

7 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）
 - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
- (2) 重大事態への対処
 - 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。